

瀬戸内市伝統的工芸美術品製作技術習得活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、瀬戸内市の貴重な歴史文化資源である伝統的工芸美術品製作技術の新たな継承者を支援することにより、瀬戸内市の伝統的工芸美術品製作技術の保存・継承を図るため、予算の範囲内において、瀬戸内市伝統的工芸美術品製作技術習得活動補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、瀬戸内市補助金等交付規則(平成16年瀬戸内市規則第44号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象伝統的工芸美術品)

第2条 補助金の交付対象となる伝統的工芸美術品は、次に掲げるものとする。

- (1) 刀剣(備前伝)及び刀装具
- (2) 備前焼
- (3) 虫明焼
- (4) 須恵器

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国、岡山県又は瀬戸内市から伝統的工芸美術品の製作技術保持者として無形文化財に指定された者から推薦された者又は伝統的工芸美術品の分野で顕著な賞歴を有する製作技術保持者から推薦された者
- (2) 義務教育を修了(卒業予定者を含む。)した35歳までの者で、伝統的工芸美術品製作技術を習得することを希望するもの
- (3) 1日に3時間以上、かつ、1か月に10日以上技術指導を第1号の推薦者から受けることができる者
- (4) 補助金交付後に3年以上市内に居住し、市内で伝統的工芸美術品製作に従事する意思のある者
- (5) 補助金を4回以上交付されていない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象とする経費は、次のものとする。

- (1) 技術指導等に対する報償費
- (2) 伝統的工芸美術品製作技術を習得するために必要な研修旅費、消耗品費、材料費、保険料、備品購入費、使用料及び賃借料

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の5分の4以内とし、補助金の限度額は、1補助対象者に対し1申請につき200万円とする。

2 補助金額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 前条第1号の報償費は、日額2万円以内とし、補助金対象経費の上限額は、1補助対象者に対し1申請につき150万円とする。

4 前条第2号の備品購入費は、補助金対象経費の3分の1以内とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伝統的工芸美術品製作技術習得活動補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 推薦書(様式第4号)

(4) その他参考になる資料

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、伝統的工芸美術品製作技術習得活動補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(変更等承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の決定後に第6条各号に掲げる書類の記載事項について変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、伝統的工芸美術品製作技術習得活動補助金内容変更等承認申請書(様式第6号。以下「変更申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第9条 市長は、前条の変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、事業の変更等が適当であると認めるときは、補助事業者に対し、伝統的工芸美術品製作技術習得活動補助金内容変更等承認通知書(様式第7号)により通知する。

(着手届)

第10条 補助事業者は、交付決定を受けた補助金の交付対象となる活動(以下「補助事業」という。)に着手したときは、直ちに着手届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、事業完了日から起算して20日以内に伝統的工芸美術品製作技術習得活動完了届兼実績報告書(様式第9号。以下「実績報告書」という。)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書(様式第10号)

(2) 収支決算書(様式第11号)

(3) 事業実施状況の写真

(4) 領収書等の事業費が確認できる書類の写し

(5) その他参考となる資料

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、伝統的工芸美術品製作技術習得活動補助金確定通知書(様式第12号)により通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第13条 市長は、前条の規定により確定した額を補助事業完了後、補助事業者の請求に基づき交付するものとする。ただし、補助事業者が補助金の概算払を希望する場合は、補助金交付決定額の4分の3を限度とし概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伝統的工芸美術品製作技術習得活動補助金交付請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。